

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和7年7月30日病院長裁定)

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せ(令和元年6月5日病院長裁定)の一部について、下記右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第2第2項関係</p> <p>病院長補佐の担当職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>職員啓発</u>(2) <u>病院倫理</u>(3) <u>卒後臨床研修センターに係る職務</u>(4) <u>経営企画部に係る職務</u> (新規)(5) <u>救命救急センターに係る職務</u> (新規)(6) <u>医療安全管理部に係る職務</u> (新規) <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この申合せは、令和7年7月 日から施行し、令和7年7月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>旭川医科大学病院の病院長補佐の担当職務の範囲を見直し、もって旭川医科大学病院の円滑な管理運営を図るものである。</p>	<p>第2第2項関係</p> <p>病院長補佐の担当職務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) <u>医療従事者教育</u>(2) <u>臨床研修</u>(3) <u>臨床倫理</u> <p>(略)</p>